

重要事項説明

(早島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条及び第23条の規定に基づく説明・同意・掲示事項)

令和7年4月1日現在

施設名称	早島保育園																												
施設類型	保育所																												
施設の所在地	岡山県都窪郡早島町前潟238番地1																												
施設の電話番号	086-482-1108																												
園長氏名	大森 紀美子																												
施設の認可年月日	昭和47年11月1日																												
施設の確認年月日	平成27年4月1日																												
設置者名・所在地	社会福祉法人戸川児童福祉会 理事長 大森 順子 (岡山市北区奉還町3丁目6-9)																												
受け入れ対象児童	① 2号認定子ども(満3歳以上の教育・保育を必要とする子ども) ② 3号認定子ども(満3歳未満の保育を必要とする子ども)																												
施設の目的及び運営方針	早島町からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、乳幼児が心身共に健やかに適正な成長をなす保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。																												
提供する教育及び保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供する。																												
職員の職種、員数及び職務の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>員数</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>園務をつかさどり、所属職員を監督する。</td> </tr> <tr> <td>主任保育士</td> <td>1名</td> <td>保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>28名</td> <td>園児の保育をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>0名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>4名</td> <td>園児の栄養の指導・管理、調理業務をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>2名</td> <td>調理業務をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>1名</td> <td>会計業務、諸般の事務を行う。</td> </tr> <tr> <td>その他職員</td> <td>0名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職種	員数	職務内容	園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	主任保育士	1名	保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	保育士	28名	園児の保育をつかさどる。	看護師	0名		栄養士	4名	園児の栄養の指導・管理、調理業務をつかさどる。	調理員	2名	調理業務をつかさどる。	事務員	1名	会計業務、諸般の事務を行う。	その他職員	0名	
職種	員数	職務内容																											
園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。																											
主任保育士	1名	保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。																											
保育士	28名	園児の保育をつかさどる。																											
看護師	0名																												
栄養士	4名	園児の栄養の指導・管理、調理業務をつかさどる。																											
調理員	2名	調理業務をつかさどる。																											
事務員	1名	会計業務、諸般の事務を行う。																											
その他職員	0名																												
	※ 員数については、令和7年4月1日時点の配置予定数(常勤換算数)を記載しています。																												
嘱託医等の氏名、業務内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>氏名(医療機関名等)・主な業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嘱託医</td> <td>森 茂弘 (ももたろうクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など</td> </tr> <tr> <td>健診医</td> <td>林 成彦 (林歯科医院) 歯科健診(年1回)、園児の歯や口腔に関する指導・助言など</td> </tr> </tbody> </table>		職種	氏名(医療機関名等)・主な業務内容	嘱託医	森 茂弘 (ももたろうクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など	健診医	林 成彦 (林歯科医院) 歯科健診(年1回)、園児の歯や口腔に関する指導・助言など																					
職種	氏名(医療機関名等)・主な業務内容																												
嘱託医	森 茂弘 (ももたろうクリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など																												
健診医	林 成彦 (林歯科医院) 歯科健診(年1回)、園児の歯や口腔に関する指導・助言など																												
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>開所日</td> <td>次に掲げる休園日を除く、月～土曜日</td> </tr> <tr> <td>休園日</td> <td>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)</td> </tr> <tr> <td>開所時間(延長保育を除く)</td> <td>7:00～18:00</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間</td> <td>18:00～19:00</td> </tr> </tbody> </table>		開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日	休園日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)	開所時間(延長保育を除く)	7:00～18:00	延長保育時間	18:00～19:00																			
開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日																												
休園日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)																												
開所時間(延長保育を除く)	7:00～18:00																												
延長保育時間	18:00～19:00																												
支給認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額	<p>○ 利用者負担金</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>保育料月額</td> <td>早島町の定める保育所保育料月額</td> </tr> <tr> <td>給食費(3歳以上児)</td> <td>主食費 月額400円(副食費5,000円分は早島町からの補助)</td> </tr> <tr> <td>延長保育料</td> <td>18:30までの場合350円、18:30を超える延長の場合500円 (おやつ代を含む)</td> </tr> <tr> <td>実費徴収金(諸費)</td> <td>スポーツ振興センター災害共済掛金(年額240円)、個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3歳以上児は、当該年度の4月1日時点</p> <p>○ 利用者負担金の収納方法</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当月分の保育料</td> <td>早島町から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、<u>指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)</u>してください。</td> </tr> <tr> <td>当月分の給食費(3歳以上児)</td> <td>毎月15日に郵便局預金口座から自動払込されます。</td> </tr> <tr> <td>当日分の延長保育料</td> <td>月締め料金をお知らせしますので、集金袋に入れて<u>保育園へ納付</u>してください。</td> </tr> <tr> <td>実費徴収金(諸費)</td> <td>集金袋をお渡しますので、<u>納期限までに保育園へ納付</u>してください。 ① スポーツ振興センター災害共済掛金(年払)……入所月末日を納期限とします。 ② その他の実費については、適宜、徴収します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 指定する納期限が日曜日・祝日にあたる場合は、その翌日を納期限とします。</p>		保育料月額	早島町の定める保育所保育料月額	給食費(3歳以上児)	主食費 月額400円(副食費5,000円分は早島町からの補助)	延長保育料	18:30までの場合350円、18:30を超える延長の場合500円 (おやつ代を含む)	実費徴収金(諸費)	スポーツ振興センター災害共済掛金(年額240円)、個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。	当月分の保育料	早島町から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、 <u>指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)</u> してください。	当月分の給食費(3歳以上児)	毎月15日に郵便局預金口座から自動払込されます。	当日分の延長保育料	月締め料金をお知らせしますので、集金袋に入れて <u>保育園へ納付</u> してください。	実費徴収金(諸費)	集金袋をお渡しますので、 <u>納期限までに保育園へ納付</u> してください。 ① スポーツ振興センター災害共済掛金(年払)……入所月末日を納期限とします。 ② その他の実費については、適宜、徴収します。											
保育料月額	早島町の定める保育所保育料月額																												
給食費(3歳以上児)	主食費 月額400円(副食費5,000円分は早島町からの補助)																												
延長保育料	18:30までの場合350円、18:30を超える延長の場合500円 (おやつ代を含む)																												
実費徴収金(諸費)	スポーツ振興センター災害共済掛金(年額240円)、個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別にお知らせします。																												
当月分の保育料	早島町から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、 <u>指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)</u> してください。																												
当月分の給食費(3歳以上児)	毎月15日に郵便局預金口座から自動払込されます。																												
当日分の延長保育料	月締め料金をお知らせしますので、集金袋に入れて <u>保育園へ納付</u> してください。																												
実費徴収金(諸費)	集金袋をお渡しますので、 <u>納期限までに保育園へ納付</u> してください。 ① スポーツ振興センター災害共済掛金(年払)……入所月末日を納期限とします。 ② その他の実費については、適宜、徴収します。																												

小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	<p>○ 利用定員合計 180人</p> <table border="1" data-bbox="335 193 1432 305"> <tr> <td>2号認定子どもに係る利用定員</td><td>3歳～5歳児 100人</td></tr> <tr> <td>3号認定子どもに係る利用定員</td><td>乳児（生後6か月から受け入れ） 15人 1歳～2歳児 65人</td></tr> </table>	2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 100人	3号認定子どもに係る利用定員	乳児（生後6か月から受け入れ） 15人 1歳～2歳児 65人
2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児 100人				
3号認定子どもに係る利用定員	乳児（生後6か月から受け入れ） 15人 1歳～2歳児 65人				
施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入所選考方法）	<p>○ 利用開始（令和7年4月1日入所申込みから適用）</p> <p>① 利用申込み 早島町から交付された「支給認定証の写」を添えて、当園又は早島町健康福祉課へ入所の申込みを行ってください。 入所申込書及び添付書類については、早島町の定める様式を使用します。</p> <p>↓</p> <p>② 入所選考 早島町の入所選考基準に基づき、早島町が入所決定を行います。</p> <p>↓</p> <p>③ 利用契約・利用開始 保育所における保育は、早島町との直接契約となります。 早島町からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。</p> <p>○ 利用終了 年度途中で退園される場合は、事前（少なくとも退園予定日の2週間前）に当園に申し出て、退所届をご提出ください。 (併せて早島町健康福祉課で教育・保育給付認定変更の手続きを行ってください)</p>				
緊急時等における対応方法	<p>○ 園での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、直ちに保護者へ連絡、初期手当をし、医療機関で受診します。</p> <p>○ 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先又は「コミュニケーション」で連絡しますので、お迎えをお願いします。 ・園児の体調不良（発熱38.0度）や怪我などで、お迎えをお願いするとき。 ・台風の接近などにより避難指示（勧告）等が発令されたとき。</p>				
非常災害対策	<p>○ 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練・消火訓練を毎月1回実施します。 園児に対して防災教育を行います。</p> <p>○ 緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時（又は発生が予測される場合）には、次の場所に避難します。 第1避難場所……早島保育園園庭または2階屋上 第2避難場所……早島町中央公民館、南会議室前 第3避難場所……早島町仮設駐車場</p>				
虐待の防止のための措置に関する事項	<p>○ 職員に対する措置 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。</p>				
法令順守のための措置に関する事項	<p>○ 法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 園長 大森 紀美子</p>				
その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	<p>○ 給食提供 当園では、3歳未満児には完全給食（10時・3時のおやつを含む）を提供します。 3歳以上児には副食（3時のおやつを含む）を提供します。</p> <p>○ 園児が加入する保険</p> <p>① 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部</p> <p>② 賠償責任保険（東京海上日動火災保険・三井住友海上火災保険） 保険内容 上記に同じ 保険金額 事故、身体賠償、財物賠償等に応じた金額</p> <p>○ 第三者評価・会計監査 当園では、適切な施設運営を確保するために、会計監査を実施しています。 会計監査（監事） 水畠 千歳 原 隆一郎</p> <p>○ 苦情受付担当者の職・氏名・連絡先 主任保育士 藤原 佳子（TEL086-482-1108）</p>				
その他保育、子育て支援の内容	<table border="1" data-bbox="335 1630 1432 1799"> <thead> <tr> <th>実施事業</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時預かり事業 (TEL:086-486-1231)</td><td>早島町在住で就労、病気、出産、介護、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育ができないとき、乳幼児（6ヶ月以上）をお預かりします。（※ 事前登録、利用予約が必要です。） ○ 対象者……保育園に就園していない乳幼児（6ヶ月～就学前） ○ 利用限度……月20日以内 ○ 利用料……1日利用（2,000円）、半日利用（1,300円） ※給食・おやつ代を含む</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 各事業の詳細につきましては、園長までお尋ねください。</p>	実施事業	事業内容	一時預かり事業 (TEL:086-486-1231)	早島町在住で就労、病気、出産、介護、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育ができないとき、乳幼児（6ヶ月以上）をお預かりします。（※ 事前登録、利用予約が必要です。） ○ 対象者……保育園に就園していない乳幼児（6ヶ月～就学前） ○ 利用限度……月20日以内 ○ 利用料……1日利用（2,000円）、半日利用（1,300円） ※給食・おやつ代を含む
実施事業	事業内容				
一時預かり事業 (TEL:086-486-1231)	早島町在住で就労、病気、出産、介護、冠婚葬祭などの理由により、家庭で保育ができないとき、乳幼児（6ヶ月以上）をお預かりします。（※ 事前登録、利用予約が必要です。） ○ 対象者……保育園に就園していない乳幼児（6ヶ月～就学前） ○ 利用限度……月20日以内 ○ 利用料……1日利用（2,000円）、半日利用（1,300円） ※給食・おやつ代を含む				

※ 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※ 本重要事項説明に関してご不明な点がありましたら、園長までお尋ねください。